合併につき株券等提出公告

当社は、アクセルマーク株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十六日

東京都中野区本町一丁目三二番二号

エフルート株式会社

代表取締役　尾下　順治

限定承認公告

本籍宮城県石巻市旭町五八番地、最後の住所宮城県石巻市中屋敷二丁目三番一〇号

被相続人　亡　鈴木　正之

右被相続人は平成二十三年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年八月五日仙台家庭裁判所石巻支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十六日

宮城県東松島市大曲字道下南七三番地二〇

相続財産管理人　鈴木　陽子

限定承認公告

本籍新潟県新発田市住吉町一丁目一五九八番地、最後の住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上野原三九〇番地

被相続人　亡　岩村　博夫

右被相続人は平成二十三年二月三日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十六日福島家庭裁判所白河支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十六日

東京都多摩市連光寺一―二―一ライオンズ聖蹟桜ヶ丘パシーナ四一六

限定承認者　北島　潤子

東京都千代田区麹町三―五―一七晴花ビル八階　右記代理人弁護士　川田　剛

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年九月二十七日をもって第一種及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年八月二十六日

東京都港区赤坂一丁目三番一八号

アドバンテックス株式会社

代表取締役　徳田　雅幸

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十三年六月十二日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から二万円に減少することを決議しました。

なお、現在の組合員には出資一口当たり、新たに出資五口を割り当てるため、出資金額は変わりません。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県越谷市蒲生東町一八番一三号

企業組合ワーカーズ・コレクティブキッチンとまと　代表理事　須長　こう

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年五月三十一日付官報の号外第百十四号百十六頁に掲載されています。

平成二十三年八月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

北堀江コレット特定目的会社

取締役　岩城　弘明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億円減少し、金十一億五千二十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年九月二十九日であり、社員総会の決議は平成二十三年九月十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月十八日付官報の号外第五十四号百二十四頁に掲載されています。

平成二十三年八月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社Ｋｅｎ―１ＭＡＸ

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額一億五千四百三十万円を全額減少して、発行済優先出資総口数一万五千四百三十口を無償消却することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月十六日

掲載頁　九十五頁（号外第九十九号）

平成二十三年八月二十六日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

梅田開発特定目的会社

取締役　森下　英夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億円減少し、金五十八億六千百七十万円とし、発行済優先出資総口数のうち、一万八千口（但し、第一号優先出資について九千百八十口、第二号優先出資について八千八百二十口）を一口に対して金五万円をもって有償消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年八月二十六日

東京都文京区関口一丁目七番五号

Ｓｈｉｂａ特定目的会社

取締役　伊藤　秀邦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金七億円減少し、発行済Ａ号優先出資一万四千口を消却することにいたしましたので、当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社Ｋｅｎ―１ＭＡＸ

取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十三年七月六日（号外第一四九号）掲載の熊本コープ株式会社に係る第二十七期決算公告（枠組）中、「代表取締役　古閑　秀範」とあるは「代表取締役　古閑　英範」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年八月二十六日

扱　店

訂正公告

平成二十三年八月二十二日（号外第一八二号）掲載の株式会社Ａ・Ｙ　Ｐｒｏｊｅｃｔに係る旅行業者営業保証金取戻し公告中、「③神奈川県知事登録旅行業第３―９０８号」とあるは「③神奈川県知事登録旅行業第３―９８０号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年八月二十六日

扱　店

正　誤

平成二十三年七月二十九日（号外第百六十五号）公布国土交通省令第五十四号（総合特別区域法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令）

（原稿誤り）

八七ページ下段終りから九行目「（昭和二十四年法律第二百十号）」は削除する。

八九ページ上段終りから五行目「地方運輸局規則」は「地方運輸局組織規則」の誤り。

九〇ページ下段別記第三号様式（表面）中「Special」は「Designated」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
一二二六～七			死亡年月日平成22年12月18日	死亡年月日推定平成22年12月18日
〃	〃	八～九	出生年月日推定昭和16年12月16日	出生年月日昭和16年12月16日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十六日付第一八六号
政府調達第一六一号八〇ペ

一二八ページ●同日付第一八七号六四ページ●同日付
ージ●七月二十九日付参会第二九号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）